

# 金櫻神社崇敬会規約

## 第一章 総 則

第一条 本会は金櫻神社崇敬会と云う。

第二条 本会の事務局は金櫻神社に置く。

第三条 本会は金櫻神社発展の為、宮司に協力して神社の尊厳、護持、祭祀の厳修、等々神社の運営に協力寄与する崇敬者を以って組織する。

## 第二章 役員その他

第四条 本会の役員は会員より選任し、宮司及び会長がそれを委嘱する。

## 第三章 会 計

第五条 崇敬会に入会時に運営費として、年会費参千円を納入するものとする。

第六条 崇敬会々員は本会の運営費として、年会費参千円を毎年納入するものとする。

第七条 会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第八条 本会の決算は役員会に報告し、経費は会費の納付金その他の収入を以って支弁する。

付則 この規定は平成十五年四月一日より施行する。

以 上